

第91期定時株主総会 招集ご通知

アンリツ株式会社

- ■日時 平成29年6月28日(水曜日) 午前10時 (受付開始 午前9時)
- ■場所 神奈川県厚木市恩名五丁目1番1号 当社 グローバル本社棟 プラザ・アンリツ

■議案

第1号議案 - 剰余金処分の件

第2号議案 - 取締役(監査等委員であるもの を除く。) 6名選任の件

第3号議案 - 監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案 - 補欠の監査等委員である取締役 1名選任の件

第5号議案 - 取締役(監査等委員であるものを除く。)賞与支給の件

目次

■第91期定時株主総会招集ご通知		1
・第3号議案 監査等委員である取締役3名 ・第4号議案 補欠の監査等委員である取締	Dを除く。) 6名選任の件 選任の件 選任の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 5 11 14 15
【提供書面】 ■事業報告 ・企業集団の現況		16
当事業年度の事業の状況 (16) 重要な子会社等の状況 (20) 主要な事業内容 (23) 使用人の状況 (23) ・会社の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	対処すべき課題 (20) 主要な事業所 (23) 主要な借入先の状況 (23)	24
株式の状況 (24) 会社役員の状況 (26) 業務の適正を確保するための体制 (31) 業務の適正を確保するための体制の運用状 株式会社の財務及び事業の方針の決定を支 資本政策の基本的な方針及び剰余金の配当	新株予約権等の状況 (25) 会計監査人の状況 (30) 況の概要 (36) 配する者の在り方に関する基本方針 (38)	
・連結純損益及びその他の包括利益計算書…		
• 損益計算書····································		43 44 45
・計算書類に係る会計監査報告		46 47 48

招集ご通知

株主各位

神奈川県厚木市恩名五丁目1番1号

アンリツ株式会社

代表取締役 橋 本 裕 一

第91期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第91期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご 通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただき、2頁及び3頁のご案内に従って、平成29年6月27日(火曜日)午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

記

- **1.日** 時 平成29年6月28日(水曜日)午前10時
- 2. 場 所 神奈川県厚木市恩名五丁目1番1号 当社 グローバル本社棟 プラザ・アンリツ
- 3. 目的事項
 - 報告事項 1. 第91期 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類 並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2. 第91期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役 (監査等委員であるものを除く。) 6名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第5号議案 取締役 (監査等委員であるものを除く。) 賞与支給の件

以上

敬具

- (1)本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定 款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (http://www.anritsu.com/ja-JP) に掲載しておりますので、本招集ご通 知の提供書面には記載しておりません。なお、本招集ご通知の提供書面に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び 監査等委員会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- (2)株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.anritsu.com/ja-JP)における掲載によりお知らせいたします。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

■株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。(ご捺印は不要です。)

日時

平成29年6月28日(水曜日)午前10時(受付開始:午前9時)

場所

当社 グローバル本社棟 プラザ・アンリツ

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

■郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 平成29年6月27日(火曜日)午後5時到着分まで

議案に対する賛否のご表示がないときは、会社提案に「賛」として取り扱わせていただきます。

■インターネットで議決権を行使される場合



パソコン又は携帯電話から議決権行使ウェブサイト (http://www.web54.net) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って替否をご登録ください。

行使期限 平成29年6月27日(火曜日)午後5時まで

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。

なお、操作方法の詳細については、お手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認 ください。

(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)



■インターネット等による議決権行使の際の注意点

- ① インターネットによる議決権行使は、当社の指定する前頁の議決権行使ウェブサイトをパソコン又は携帯電話を用いてご利用いただくことによってのみ可能です。
- ② 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。また、インターネット等によって複数回数又はパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ③ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダーへの接続料金、通信事業者への通信料金等は株主様のご負担となります。
- ④ パソコンを用いて議決権を行使される場合は、画面の解像度が横800×縦600ドット (SVGA)以上であることが必要となります。また、ウェブブラウザ及びPDFビューアがインストールされていることが必要となります。

■議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、本総会において、電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネットによる 議決権行使に関する お問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専門ダイヤル



株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、剰余金処分に関しまして、提供書面である「事業報告」の「2.会社の現況 (8) 資本政策の基本的な方針及び剰余金の配当等の決定に関する方針」(39頁)に記載のとおり、株主の皆様に対する利益還元について、連結業績に応じるとともに、総還元性向を勘案 した利益処分を行うことを基本方針としております。

剰余金の配当については、連結当期利益の上昇に応じて、 親会社所有者帰属持分配当率 (DOE: Dividend On Equity) を上げることを基本にしつつ、連結配当性向30%以上を目標としており、株主総会決議もしくは取締役会決議により、期末配当及び中間配当の年2回の配当を行う方針です。

なお、当社は、定款において、取締役会決議によって剰余金の配当等ができることを規定しておりますが、現時点の判断といたしましては、期末配当につきまして、従来どおり、株主の皆様にご判断いただいた上で、実施いたしたいと存じます。

当期の剰余金の処分につきましては、基本方針に基づき諸般の事情を総合的に考慮して、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

余銭

- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株当たり金7円50銭 総額1,031,025,315円 なお、当期は1株につき7円50銭の中間配当をさせていただいておりますので、当期の 年間配当金は、1株につき15円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成29年6月29日

配当金等の推移

区分		第 88 期 平成25年度	第 89 期 平成26年度	第 90 期 平成27年度	第91期(当期) 平成28年度
1株当たり年間配当金 (うち期末配当金)	(円)	20 (10)	24 (12)	24 (12)	15 (予定) (7.5) (予定)
連結配当性向((%)	30.8	43.1	87.7	76.3(予定)
親会社所有者帰属持分配当率(DOE) ((%)	4.1	4.4	4.3	2.7 (予定)

(注) 第91期(当期)の1株当たり年間配当金、連結配当性向及び親会社所有者帰属持分配当率(DOE)は、本議案が原案どおり承認可決されることを前提としております。

第2号議案 取締役 (監査等委員であるものを除く。) 6名選任の件

本総会終結の時をもって取締役(監査等委員であるものを除きます。以下、本議案において同じ。) 6名全員が任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案は、独立社外取締役が委員長を務める指名委員会の審議を経て決定しております。また、監査等委員会において、指名委員会に出席した監査等委員(社外取締役)からの報告に基づき、取締役の選任の方針・考え方や決定のプロセスを確認し、協議した結果、本議案に関する特段の指摘事項はございませんでした。

取締役候補者は次のとおりであります。

	取締 位 候 補 者 は 次 の と	077 (077 & 9 0					
候補者番号	氏 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数				
1	(再任) 橋 本 裕 一 (昭和24年10月20日生)	昭和48年4月 当社入社 平成10年4月 経理部長 平成14年6月 取締役 経理部長委嘱 執行役員兼務 平成16年4月 上席常務執行役員兼務 平成18年6月 専務執行役員兼務 平成19年6月 代表取締役 平成22年4月 代表取締役社長(現任) グループCEO(現任)	47,800株				
	経営に関して豊富な経験 に関する幅広い知識を有 に反映していただくため	由) ループCEOとして、強いリーダーシップを発揮し、当社及び と実績を有しています。更に、財務及び会計並びにコーポレ しており、これらの知識、経験を当社の経営や取締役会にお 、取締役候補者としました。 況)12回中12回出席(100%)	ートガバナンス				
2	(再任) たに あい とし すが 合 合 俊 澄 (昭和32年11月23日生)	昭和56年4月 当社入社 平成16年7月 営業本部営業支援部長 平成21年4月 執行役員 人事総務部長 平成23年4月 コーポレート総括(現任) 平成23年6月 取締役(現任) 平成25年4月 経営企画室長委嘱(現任) 平成27年4月 常務執行役員兼務 平成29年4月 専務執行役員兼務(現任) アプライアンスビジネス部長委嘱(現任)	14,400株				
	(取締役候補者とした理由) 営業分野における実務経験に加え、コーポレート総括として、経営企画、コーポレートガバナンス、コンプライアンスに関する幅広い知識と経験を有しており、これらの知識、経験を当社の経営や取締役会における意思決定等に反映していただくため、取締役候補者としました。 (当期の取締役会出席状況) 12回中12回出席(100%)						

候補者番 号	氏 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株 式 の 数			
3	(再任) 全選	昭和58年4月 当社入社 平成19年4月 経理部長 平成22年4月 執行役員 財務総括(CFO)(現任) 平成25年6月 取締役(現任) 経理部長委嘱 平成28年9月 経理部長解嘱 平成29年4月 常務執行役員兼務(現任) CIO(現任)	14,100株			
	(取締役候補者とした理由) 当社及び海外子会社で経理・財務業務を担当し、現在はCFOとして当社グループの財務戦略の遂行を担っており、財務及び会計に関する幅広い知識と経験を有しています。これらの知識、経験を当社の経営や取締役会における意思決定等に反映していただくため、取締役候補者としました。 (当期の取締役会出席状況) 12回中12回出席 (100%)					
4	(新任) はま だ ひる かず 濱 田 宏 一 (昭和39年8月17日生)	昭和63年 4 月 当社入社 平成16年 4 月 計測事業統轄本部IPネットワーク事業部第 1 開発部長 平成22年 4 月 R & D統轄本部副本部長 平成23年 4 月 Anritsu Company(米国) バイスプレジデント 平成27年 4 月 当社執行役員計測事業研究開発総括 R & D本部長 平成28年 4 月 常務執行役員計測事業グループ副プレジデント計測事業本部長(現任) 平成29年 4 月 専務執行役員(現任)計測事業グループプレジデント(現任)	9,900株			
	(取締役候補者とした理由) 当社の主力事業である計測部門で商品開発及び国内外のマーケティング業務に従事し、業界・技術動向を含めた事業に関する幅広い知識と経験を有しており、現在は計測事業グループの責任者として、グローバルに展開する事業を牽引しています。これらの知識、経験を当社の経営や取締役会における意思決定等に反映していただくため、取締役候補者としました。					

番号	(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数				
5	(再任) (社外・独立) 佐野高志 (昭和23年4月3日生)	昭和48年10月 アーサー・アンダーセン会計事務所(現有限責任 あずさ監査法人)入所 昭和54年2月 ネミック・ラムダ株式会社(現TDKラムダ株式会社)入社 昭和61年6月 ネミック・ラムダ(シンガポール) PTE. LTD.(現TDK-Lambda Singapore Pte. Ltd.)社長 平成4年12月 井上斎藤英和監査法人(現有限責任 あずさ監査法人)入所 平成5年1月 公認会計士登録 平成9年8月 朝日監査法人(現有限責任 あずさ監査法人)代表社員 平成19年11月 あずさ監査法人(現有限責任 あずさ監査法人)退職 平成19年12月 佐野公認会計士事務所開設(現任) 平成23年6月 特式会社図研社外監査役 「同社社外取締役(現任) 平成27年6月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 佐野公認会計士事務所所長 株式会社図研社外取締役	なし				
	(社外取締役候補者とした理由) グローバル・ビジネスについて高い見識を有する経営者としての豊富な経験と幅広い知識、並びい 公認会計士としての財務及び会計に関する幅広い見識を当社の経営や取締役会における意思決定等 反映していただくため、社外取締役候補者としました。 (当期の取締役会出席状況) 12回中12回出席 (100%)						

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数					
6	(新任) (社外・独立) ^{いの うえ ゆう} 井 上 雄 二 (昭和23年4月4日生)	昭和46年4月 株式会社リコー入社 平成10年4月 同社経理本部長 平成10年10月 リコーリース株式会社 営業本部長 平成11年6月 同社常務取締役 平成12年4月 同社代表取締役社長 平成12年6月 株式会社リコーグループ執行役員 平成16年6月 同社常務取締役 平成17年6月 リコーリース株式会社 代表取締役 社長執行役員 平成21年6月 同社代表取締役 社長執行役員退任 株式会社リコー常任監査役 平成25年6月 同社常任監査役退任 平成25年6月 同社常任監査役退任 平成25年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) 平成27年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) 平成28年5月 株式会社良品計画 社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社良品計画 社外監査役	なし					
	(社外取締役候補者とした理由) 経営者としての豊富な経験と財務及び会計に関する幅広い見識、並びに当社の監査等委員である取締役として得た知識、経験を当社の経営や取締役会における意思決定等に反映していただくため、社外取締役候補者としました。 (当期の取締役会出席状況) 12回中12回出席(100%)							

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 佐野高志氏及び井上雄二氏は、社外取締役候補者であります。 なお、社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
 - (1) 佐野高志氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。井上雄二氏は、現在、当社の監査等委員である取締役であり、社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
 - (2) 当社は、佐野高志氏及び井上雄二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏は、当社が定めた社外役員の独立性に関する基準を充たしております。
 - (3) 井上雄二氏は、平成29年6月にインフォテリア株式会社の社外監査役を退任予定です。

- 3. 当社と社外取締役候補者の重要な兼職先との関係は以下のとおりであります。
 - (1) 当社と、佐野高志氏の重要な兼職先である佐野公認会計士事務所及び株式会社図研との間に特別の関係はありません。
- (2) 当社と、井上雄二氏の重要な兼職先である株式会社良品計画との間に特別の関係はありません。
- 4. 当社は、佐野高志氏及び井上雄二氏との間で損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、10百万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。当社は、佐野高志氏及び井上雄二氏が原案どおり選任されますと、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。

【ご参考】

当社は、取締役の選任基準及び選任手続、並びに社外役員の独立性に関する基準について、以下のように定めております。

① 取締役の選任基準及び選任手続

当社は、取締役の選任について、取締役会における意思決定プロセスの充実と実効性を確保するため、次のとおり選任基準を定めています。

社内取締役の選任については、高度な専門知識を持ち、業務遂行における高い能力の発揮と業績への貢献が期待できる人財であることに加え、当社の人財観察軸である「アンリツバリュー」に照らし、当社のリーダーとしての自覚、経営理念への共感、人間力、行動力、構想力、高い倫理観などを基軸に総合的に評価して行うものとします。

社外取締役の選任については、取締役会全体としての知識や経験のバランスや、多様なステークホルダーの視点を当社グループの事業活動の監督・適正運営に取り入れる観点から、その専門分野、出身等の多様性等に配慮し、かつ当社からの独立性を勘案したうえで、総合的に判断するものとします。

株主総会に提出する取締役の選任議案は、独立社外取締役が委員長を務める指名委員会(監査等 委員であるものについては監査等委員会)での審議を経て、取締役会で決議するものとします。

② 社外役員の独立性に関する基準

当社における合理的な調査等に基づき、当社の社外取締役(以下、「社外役員」といいます。) 又は当社の社外役員候補者が次に掲げる事項のいずれにも該当しない場合、当社は、当該社外役員 又は当該社外役員候補者が当社からの独立性を有しているものと判断いたします。

- 1. 当社及び当社子会社(以下、併せて「当社グループ」という。)の業務執行者(注)1
- 2. 当社の主要株主(注)2又はその業務執行者(注)1
- 3. 当社グループが主要株主(注) 2 となっている者の業務執行者(注) 1
- 4. 当社グループを主要な取引先(注)3とする者又はその業務執行者(注)1
- 5. 当社グループの主要な取引先(注)3又はその業務執行者(注)1
- 6. 当社グループから多額の金銭その他の財産(注)4の寄付を受けている者又はその業務執行者(注)1
- 7. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(注)4を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家又は弁護士等の法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)
- 8. 当社グループとの間で、社外役員の相互就任(注)5の関係にある先の出身者
- 9. 過去(注)6において上記1から8までのいずれかに該当していた者
- 10. 次のa又はbに掲げる者の配偶者又は二親等内の親族
 - a.上記1に掲げる者(監査等委員である社外取締役又はその候補者の独立性を判断する場合には、業務執行者(注)1でない取締役又は業務執行者(注)1でない取締役であった者を含む。)のうちの重要な者(注)7
 - b.上記2から8までのいずれかに掲げる者のうちの重要な者(注)7
- 11. 上記に掲げる事項のほか、当社から独立した中立の立場をもって社外役員としての職責を果たせないと合理的に判断される事情を有する者
- (注) 1. 「業務執行者」とは、取締役(社外取締役を除く。)、執行役、使用人等(執行役員を含む。)の業務を執行する者をいう。また、会社以外の法人、組合等の団体の業務を執行する者を含む。
 - 2. 「主要株主」の該当性については、総議決権の10%以上の議決権の直接又は間接的な保有の有無をもって判断の指標とする。
 - 3. 「主要な取引先」については、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドラインⅢ5. (3) の2」に関する「主要な取引先」への該当性について示されている考え方に準ずる。
 - 4. 「多額の金銭その他の財産」の該当性については、その価額の総額が、1事業年度につき1,000万円又はその財産の受領者の収入総額の1%のいずれか高い方の額を超えるか否かをもって判断の指標とする。
 - 5. 「社外役員の相互就任」とは、当社グループの出身者が現に他の会社の社外役員である場合であって、当該他の会社の出身者が当社グループの社外役員として就任する関係をいう。
 - 6. 「過去」とは、上記基準の1項につき、期間を特に定めない過去のことをいい、上記基準の2項から8項までに掲げる事項につき、直前の事業年度を含む過去5年間をいう。
 - 7. aにおける「重要な者」には、上記基準の1項に定める業務執行者のうち、執行役員等の重要な使用人は含まれるが、部長職に準ずる職位以下の使用人は含まれないものとする。また、bにおける、上記基準の2項から8項まで(7項を除く。)のいずれかに掲げる者のうちの「重要な者」は、これらのいずれかに掲げる者が業務執行者の場合であって、取締役、執行役、執行役員等の重要な者に限られ、上記基準の7項に掲げる者のうちの「重要な者」は、公認会計士、弁護士等の専門的な資格を有する者に限られる。
 - 8. 東京証券取引所の規則に基づき、コーポレート・ガバナンスに関する報告書及び独立役員届出書への記載事項とされる属性情報の「上場会社の取引先又はその出身者」及び「上場会社が寄付を行っている先又はその出身者」における取引及び寄付の各々についての「株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断する軽微基準」は、その必要に応じて別に定める。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役3名全員が任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数				
1	(再任) (社外・独立) 世 関 孝 哉 (昭和28年7月9日生)	昭和52年4月 東洋信託銀行株式会社(現三菱UFJ信託銀行株式会社)入行 平成13年3月 同行退職 みずほ証券株式会社入社 平成13年10月 株式会社日本投資環境研究所調査部長兼首席研究員 平成18年4月 明治大学専門職大学院グローバル・ビジネス研究科兼任講師(現任) 平成20年6月 みずほ証券株式会社及び株式会社日本投資環境研究所退職 コーポレート・プラクティス・パートナーズ株式会社代表取締役 平成21年3月 京都大学博士号(経済学)取得 平成23年6月 当社社外取締役 平成24年4月 明治大学商学部特任講師 麗澤大学経済学部客員教授 平成26年4月 明治大学国際連携機構特任講師 平成27年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) 平成29年2月 コーポレート・プラクティス・パートナーズ株式会社 取締役(現任) 平成29年4月 立正大学経営学部教授(現任) 「重要な兼職の状況) コーポレート・プラクティス・パートナーズ株式会社 取締役	なし				
	(社外取締役候補者とした理由) グローバルなコーポレートガバナンスの専門家としての豊富な知識と卓越した見識を当社の経営及び監査等に反映していただくため、監査等委員である社外取締役候補者としました。 (当期の取締役会出席状況) 12回中12回出席 (100%)						

候補者番 号	氏 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数			
2	(新任) (社外・独立) 五 ポ 島し のり ま 五 十 嵐 則 夫 (昭和23年7月16日生)	昭和52年4月 公認会計士登録 昭和63年7月 青山監査法人代表社員 平成18年9月 あらた監査法人(現PWCあらた有限責任監査法人)代表社員 平成19年3月 同監査法人退職 平成19年4月 国立大学法人横浜国立大学大学院国際社会科学研究科教授 平成25年3月 花王株式会社社外監査役 平成26年4月 国立大学法人横浜国立大学成長戦略研究センター客員教授(現任) 平成28年6月 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社社外取締役(監査等委員)(現任) 平成29年3月 花王株式会社社外監査役退任(重要な兼職の状況) 国立大学法人横浜国立大学成長戦略研究センター客員教授三菱UFJ証券ホールディングス株式会社社外取締役(監査等委員)	なし			
	(社外取締役候補者とした理由) 直接、会社の経営に関与したことはありませんが、公認会計士及び大学教授としての財務及び会計 に関する専門的な知識と豊富な経験、並びに上場企業における社外監査役等としての経験等に基づい た経営に関する幅広い見識を有しており、これらの知識、経験を当社の経営及び監査等に反映してい ただくため、監査等委員である社外取締役候補者としました。					
3	(新任) ^{なが} た 永 田 修 (昭和34年1月31日生)	昭和56年4月 当社入社 平成14年7月 フォトニック メジャメント ソリューションズ マーケティング本部販売促進部長平成15年4月 グローバルビジネス本部欧州部長平成20年4月 営業・CRM戦略グループ アジア・大洋州営業本部長 平成22年4月 執行役員 グローバル営業総括平成26年4月 情報総括、リスクマネジメント総括平成27年4月 常務理事(現任) 経営監査室長(現任)	9,200株			
	として監査等委員をサポ		、これらの知識、			

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 関 孝哉氏及び五十嵐則夫氏は、社外取締役候補者であります。 なお、社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
 - (1) 関 孝哉氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって6年(うち監査等委員である社外取締役として2年)であります。
 - (2) 当社は、関 孝哉氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、当社は、五十嵐則夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。なお、両氏は、当社が定めた社外役員の独立性に関する基準を充たしております。
 - 3. 当社と社外取締役候補者の重要な兼職先との関係は以下のとおりであります。
 - (1) 当社と、関 孝哉氏の重要な兼職先であるコーポレート・プラクティス・パートナーズ株式会社及び 立正大学との間に特別の関係はありません。
 - (2) 当社は、五十嵐則夫氏の重要な兼職先である国立大学法人横浜国立大学に対して、直接又は間接的に、企業集団として製品の販売、保守等の取引実績がありますが、取引額は当社の当期連結売上収益の1%未満であります。また、当社と、同氏の重要な兼職先である三菱UFJ証券ホールディングス株式会社との間に特別の関係はありません。
 - 4. 当社は、関 孝哉氏との間で損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、10百万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。当社は、関 孝哉氏、五十嵐則夫氏及び永田 修氏が原案どおり選任されますと、関 孝哉氏との間で当該契約を継続する予定であり、五十嵐則夫氏及び永田 修氏との間で当該契約と同内容の契約を締結する予定であります。
 - 5. 五十嵐則夫氏は、平成28年6月28日開催の当社第90期定時株主総会において、補欠の監査等委員である取締役に選任されております。本議案における提案に伴い、当社は、第90期定時株主総会における決議に基づき、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により、本総会開始の時をもって補欠としての選任を取り消すことといたしました。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、平成28年6月28日開催の当社第90期定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任された五十嵐則夫氏を、当社の監査等委員である取締役候補者として本総会に提案することを取締役会において決議いたしました。

つきましては、改めて、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。また、本議案による選任につきましては、監査等委員である取締役就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとします。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、	地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
(社外・独立) 清 水 惠 子 (昭和26年8月23日生)	昭和57年 2 月 昭和57年 4 月 昭和57年 9 月 平成19年 4 月 平成22年10月 平成22年10月 平成22年11月 平成24年10月 平成24年11月 平成28年 4 月 (重要なま計士 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	事務所 所長	なし

(補欠の計外取締役候補者とした理由)

直接、会社の経営に関与したことはありませんが、公認会計士及び大学教授としての財務及び会計に関する 専門的な知識と豊富な経験を有しているほか、情報セキュリティ等の監査資格を持ち幅広い知見を有していま す。これらの知識、経験を当社の経営及び監査等に反映していただくため、補欠の監査等委員である社外取締 役候補者としました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 清水惠子氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
 - 3. 当社と、清水惠子氏の重要な兼職先である清水公認会計士事務所及び帝京大学との間に特別の関係はありません。

- 4. 当社は、清水惠子氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。なお、同氏は、当社が定めた社外役員の独立性に関する基準を充たしております。
- 5. 当社は、清水惠子氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏との間で損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、10百万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

第5号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。) 賞与支給の件

当期末時の取締役(監査等委員であるものを除きます。以下、本議案において同じ。)7名(当期末日をもって退任した取締役1名を含みます。)のうち、社外取締役3名を除く取締役4名に対し、当期の業績等を勘案し、取締役賞与として総額25百万円を支給いたしたいと存じます。また、各取締役に対する金額は取締役会の決議によることといたしたいと存じます。

なお、本議案は、独立社外取締役が委員長を務める報酬委員会の審議を経て決定しております。また、監査等委員会において、報酬委員会に出席した監査等委員(社外取締役)からの報告に基づき、取締役の報酬の考え方や決定のプロセスを確認し、協議した結果、本議案に関する特段の指摘事項はございませんでした。

以上

(提供書面)

事 業 報 告

(平成28年4月1日から) 平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

- (1) 当事業年度の事業の状況
 - ① 事業の経過及び成果
 - イ. 全般的概況

当期における世界経済は、米国では景気回復基調が継続する一方、英国のEU離脱問題や中国における経済成長の鈍化、東アジア情勢などの緊迫化等、不透明な状況が継続しました。国内においては、消費税の引上げ延期が決定されるなど金融・財政政策による景気刺激策が継続されましたが、グローバルなリスクの高まりや急激な為替変動もあり、景気の先行きに対する懸念が強まっています。

情報通信ネットワークの分野においては、VR(仮想現実)を活用したスマートフォンのアプリケーションに代表されるとおり、様々なモバイル・ブロードバンド・サービスが拡がっています。急速に増加するデータ通信量をはじめ、逼迫するネットワーク環境の課題を解決するために、モバイル通信方式として、LTE(Long Term Evolution)及びLTEを更に拡張したLTE-Advancedの開発とサービス展開が実施されてきました。しかしながらスマートフォンの普及速度の鈍化は、全体としてスマートフォン関連市場の縮減を生み、顧客の投資計画の見直しやリストラの動きとなっています。加えて、足元のスマートフォン関連市場は、一部新興国向けでは活発な動きがあるものの、中国における3CA(3波キャリアアグリゲーション)導入時期の延期などもあり、全般的に顧客の投資抑制が継続しています。

一方で、幅広いモバイル・ブロードバンド・サービスのインフラとなることが期待される次世代の通信方式 (5G) の標準化の前倒しにより、国内・海外の主要オペレータが実証実験を発表するなど、5G商用化に向けた動きが具体化しつつあります。更には、自動車業界の自動運転開発プロジェクトに代表されるとおり、様々な産業分野でIoT (Internet of Things) を活用した新たな社会イノベーションの投資計画も急速に拡大する動きとなっています。そのために必要なワイヤレス通信技術の開発も新たな事業機会として顕在化してきました。

このような環境のもと、当社グループは、平成28年9月に米国のアジマスシステム社を買収するなど、成長市場や新たな事業機会を軸に戦略投資を行い、ソリューションの競争力強化と事業基盤の整備に取り組みました。また、一層の利益体質改善

に向けた組織のスリム化と費用削減に全社を挙げて取り組んでおります。

当期は、計測事業において、光デジタル関連計測器の需要が堅調であったものの、北米・アジアでのスマートフォン開発・製造関連市場における主要プレーヤーの投資抑制の継続により、前期比減収減益となりました。PQA(プロダクツ・クオリティ・アシュアランス)事業は、国内・海外市場ともに売上を拡大させ、前期比増収増益となりました。なお、外貨建ての営業債権等に対して為替差損(為替予約時価評価等を含む)5億29百万円を金融収益費用に計上しております。

この結果、受注高は889億34百万円(前期比6.0%減)、売上収益は876億38百万円(前期比8.3%減)となり、営業利益は42億34百万円(前期比28.2%減)、税引前当期利益は36億28百万円(前期比33.2%減)、当期利益は27億34百万円(前期比27.4%減)、親会社の所有者に帰属する当期利益は26億98百万円(前期比28.3%減)となりました。

また、単独決算につきましては、受注高は400億8百万円(前期比12.2%減)、 売上高は403億33百万円(前期比14.1%減)となり、営業利益は13億6百万円(前 期比54.0%減)、経常利益は10億53百万円(前期比69.0%減)、当期純利益は9 億65百万円(前期比65.6%減)となりました。

期末の受注残高は、連結では182億16百万円(前期比2.3%増)、単独では59億 33百万円(前期比5.2%減)であります。

口. 事業部門別概況

当期の事業部門別売上収益は次のとおりであります。

区分		\triangle	第	90期(前期)			第 91 期(当期)		前		期		比
)J	金	額	構成	比	金	額	構成	比	増	減	額	増え	減 率
				百万円		%		百万円		%	百万円			%	
計		測	67	,729	70	.9	!	59,333	67	7.7		\8,39	95	\triangle 1	12.4
Р	Q	Α	18	,891	19	.8		19,588	22	2.4		696			3.7
そ	\mathcal{O}	他	8	,910	9	.3		8,716	Š	9.9		$\triangle 19$	93		2.2
合		計	95	,532	100	.0		87,638	100	0.0	△7,893		_	28.3	

〔計測部門〕

この部門は、通信事業者、関連機器メーカー、保守工事業者などへ納入する、多機種にわたる通信用及び汎用計測器、測定システム、サービス·アシュアランスの開発、製造、販売を行っています。

当期は、光デジタル関連計測器の需要が堅調であったものの、モバイル市場において顧客の投資抑制が継続し、全体として前期を下回る売上収益となりました。

この結果、売上収益は593億33百万円(前期比12.4%減)、営業利益は21億30百万円(前期比54.7%減)となりました。

〔PQA (プロダクツ・クオリティ・アシュアランス)部門〕

この部門は、高精度かつ高速の各種自動重量選別機、自動電子計量機、異物検出機 などの食品・医薬品・化粧品産業向けの生産管理・品質保証システム等の開発、製造、 販売を行っています。

当期は、国内・海外市場とも堅調に推移しました。また、グローバル競争力の強化 に向けて、研究開発投資と販売促進活動に積極的に取り組みました。

この結果、売上収益は195億88百万円(前期比3.7%増)、営業利益は13億2百万円(前期比9.0%増)となりました。

〔その他の部門〕

これら2部門以外に、情報通信事業、デバイス事業、物流、厚生サービス、不動産 賃貸等の事業を展開しております。

当期は、情報通信事業の損益が前期と比較して改善しました。この結果、売上収益は87億16百万円(前期比2.2%減)、営業利益は9億92百万円(前期比72.5%増)となりました。

売上収益876億38百万円を地域別に見ますと、日本は293億38百万円(前期比2.7%増)、米州は196億33百万円(前期比15.5%減)、EMEA(欧州・中近東・アフリカ)は125億20百万円(前期比7.5%減)、アジア他は261億45百万円(前期比13.4%減)であり、当社グループ全売上収益に対する比率は日本33.5%、米州22.4%、EMEA14.3%、アジア他29.8%であります。

② 設備投資の状況

当期の設備投資は総額25億88百万円であり、主力の計測事業を中心に技術革新と販売競争に対処するため開発環境基盤強化と原価低減に向けた投資を継続するとともに、グローバルな情報システムへの投資を推進しました。

③ 資金調達の状況

当期において、新株式発行及び社債発行等の資金調達は行っておりません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

	区 分		第 88 期 平成25年度 (IFRS基準)	第 89 期 平成26年度 (IFRS基準)	第 90 期 平成27年度 (IFRS基準)	第91期(当期) 平成28年度 (IFRS基準)
受	注	高(百万円)	103,864	101,084	94,589	88,934
売	上 4	又 益(百万円)	101,853	98,839	95,532	87,638
営	業	到 益(百万円)	14,123	10,882	5,897	4,234
税号	引前当其	期 利 益(百万円)	14,239	11,591	5,434	3,628
当	期和	到 益(百万円)	9,318	7,874	3,767	2,734
親会社	の所有者に帰属	する当期利益(百万円)	9,305	7,857	3,760	2,698
基本	的1株当た	とり当期利益(円)	64.93	55.72	27.38	19.65
資	産 危	計(百万円)	127,149	126,893	124,624	125,054
親会社	Lの所有者に帰	属する持分(百万円)	74,886	78,639	75,811	76,398
1株	当たり親会社	所有者帰属持分(円)	522.54	572.04	552.26	556.40

⁽注) 当社は、国際会計基準 (IFRS) に基づいて連結計算書類を作成しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

	区 分		第 88 期 平成25年度 (日本基準)	第 89 期 平成26年度 (日本基準)	第 90 期 平成27年度 (日本基準)	第91期(当期) 平成28年度 (日本基準)
受	注	高(百万円)	54,676	50,555	45,593	40,008
売	上	高(百万円)	54,091	49,876	46,939	40,333
営	業利	益(百万円)	7,294	4,479	2,841	1,306
経	常 利	益(百万円)	7,969	5,946	3,394	1,053
当	期純利	」 益(百万円)	5,400	4,333	2,807	965
1 7	株当たり当り	朝純利益(円)	37.68	30.73	20.44	7.03
総	資	産(百万円)	125,836	120,350	122,297	121,758
純	資	産(百万円)	81,538	77,673	77,161	75,431
1	株当たり	純資産(円)	567.63	563.46	560.60	548.30

(3) 重要な子会社等の状況

① 重要な子会社の状況(平成29年3月31日現在)

会社	名	資 本	金	出資比率	主要な事業内容
アンリツインフィビス株	式会社	1,350百	万円	100%	重量選別機、異物検出機等の製造、販売
アンリツネットワークス株	式会社	355		100	情報通信機器の製造、販売
東北アンリツ株式	会 社	250		100	計測器、情報通信機器等の製造
アンリツカスタマーサポート村	株式会社	100		100	計測器の校正、修理、保守
アンリツデバイス株式	式会 社	90		100	光デバイスの製造
アンリツエンジニアリング格	k式会社	40		100	ソフトウェアの開発
アンリツ興産株式	会 社	20		100	物流、厚生サービス、施設管理
アンリツ不動産株式	1 会社	20		100	不動産の賃貸
Mテックサポート株式	式会 社	20		55	計測器の校正、医療機器の保守
株式会社アンリツプロア	ソシエ	10		100	シェアード・サービス・センター業務
A T テクマック株式	1 会社	10		50	加工品、ユニット組立品の製造、販売
Anritsu U.S. Holding, Inc.	〔米国〕	9 T	米ドル	100	海外子会社の持株会社
Anritsu Company	[米国]	11,098 ^干		(100)	計測器等の製造、販売
Anritsu EMEA Ltd.	〔英国〕	1,502 ^千	英ポンド	100	計測器等の販売
Anritsu Company Ltd.	〔香港〕	43,700 ^千	香港ドル	100	計測器等の販売
Anritsu A/S 〔デン	マーク〕	217,000 ^{f5} _{7[}	デンマーク]ーネ	100	サービス・アシュアランス等

- (注) 1. 出資比率欄の括弧内の数字は間接比率を示しております。
 - 2. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

② 重要な関係会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、世界経済は米国においては回復傾向で推移すると思われますが、英国のEU離脱問題に代表される欧州の政治経済の混迷や、朝鮮半島などにおける地政学的リスクの増大、中国経済のマクロ動向など、不安定な要素が増大し予断を許さない状況です。また、技術革新、市場環境や競争関係の変化、金融情勢の動向に常に的確に対応する必要があります。

当社グループはこのような市場環境を踏まえ、以下の経営理念・経営ビジョン・経営方針のもと、施策を展開してまいります。

① 経営理念・経営ビジョン・経営方針

当社は、様々なステークホルダーに対する責任と対話を重視し、以下のとおり経営理念・経営ビジョン・経営方針を策定しています。

[経営理念]

誠と和と意欲をもって、"オリジナル&ハイレベル"な商品とサービスを提供し、安全・安心で豊かなグローバル社会の発展に貢献する

〔経営ビジョン〕

衆知を集めたイノベーションで"利益ある持続的成長"を実現する

〔経営方針〕

- 1. 衆知を集めた全員経営でハツラツとした組織へ
- 2. イノベーションで成長ドライバーの獲得
- 3. グローバル市場でマーケットリーダーになる
- 4. 良き企業市民として人と地球にやさしい社会づくりに貢献

② 中長期的な経営戦略

当社グループは、主力の計測事業を軸に、ICT (Information and Communication Technology) サービスに関わるビジネスを展開しております。ICT分野における成長ドライバーは、世界的なモバイル・ブロードバンド・サービスとIoT (Internet of Things) による新たな社会価値の創造です。そのプラットフォームとなるものが、中長期にわたるユーザー・エクスペリエンスの向上を目指すコミュニケーション・システムのイノベーションです。このイノベーションを実現するために、広帯域化を支えるLTE、LTE-Advanced、更に5Gへと続くモバイル通信技術の継続的開発や超高速広帯域な接続性の向上を支える通信ネットワークの再構築が進められています。また、幅広いモバイル・ブロードバンド・サービスのインフラとなることが期待される5Gの標準化及び商用化の前倒しの動きが具体化してきました。基本的な社会インフラからIoTによる新たな価値創造に至るまで、持続可能な社会の実現には「いつでも、どこでも、安全・安心、快適につながる」ネットワークが不可欠です。アンリツは、無線・有線のすべてをカバーする先進の計測事業会社として、社会とお客様のネットワーク課題を解決してまいります。

PQA事業の成長ドライバーは、安全・安心と健康の増進です。食品、医薬品関連市場を中心に、長期的には海外売上比率を50%まで引き上げることにより事業拡大を目指してまいります。北米・アジア市場を中心に事業展開を加速するため、海外の経営資源の拡充に努めます。

また、これら経営戦略を遂行するうえで阻害要因となるリスクを適切に管理・対処し、 競争優位の源泉に変えていくため、内部統制システムの整備により国内外のグループ会社 との連携を更に強化し、リスクマネジメント・システムを高度化してまいります。

③ 中期経営計画の策定等

当社は、経営ビジョンにおいて示された「利益ある持続的成長」の実現に向けて10年スパンの時間軸で取り組む「2020 VISION」を掲げるとともに、そのマイルストーンとなる中期経営計画「GLP2017」を策定し、継続して企業価値の向上に取り組んでおります。「GLP2017」では、「更なるグローバル化による事業拡大」、「顧客価値を高めるためのブランド力強化」、「事業創発の加速と事業領域の拡大」、「全社を挙げた継続的な利益体質への取組み」を基本方針としております。

④ 事業部門別の具体的施策

主力の計測事業では、次世代の5G/IoT事業への積極的投資を行い、モバイル市場における次なる収益基盤の足固めを強化するとともに、ネットワーク・インフラ市場での売上拡大を図り、目標の達成に取り組みます。

モバイル市場では、引き続きLTE-Advancedの高速化(CA: Carrier Aggregation、MIMO: Multiple-Input and Multiple-Output など)向けソリューションの提供、新興市場開拓などを実行し、収益の確保とともに、次世代の5G/IoT対応の新製品をタイムリーに市場投入できるよう努めます。

ネットワーク・インフラ市場では、サービスの拡大で爆発的に増加するデータ・トラフィックやデータセンター需要で拡大しつつあるネットワーク再構築(Network Reshaping)市場を獲得するために競争力強化を図っていきます。

PQA事業は、日本市場におけるマーケットリーダーとして安定的な収益基盤を強化するとともに、成長する海外市場でのマーケットシェア拡大を図っていきます。海外市場での競争力を強化するために、販売体制の強化やグローバルなサプライ・チェーン体制を整備拡充していきます。

⑤ コーポレートガバナンスの充実

当社は、経営環境の変化に柔軟かつスピーディに対応し、グローバル企業としての競争力を高め、継続的に企業価値を向上させていくことを経営の最重要課題としております。その目標を実現するために、コーポレートガバナンスが有効に機能する仕組みを構築することに努めております。「監査等委員会設置会社」への移行、独立社外取締役が委員長を務める指名委員会・報酬委員会・独立委員会の設置、取締役会の実効性評価の実施などにより、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレートガバナンス体制を一層充実させることで、グローバルな視点でより透明性の高い経営の実現を目指してまいります。

なお、当社は、当社グループにおけるより良いコーポレートガバナンスの実現を目指して、コーポレートガバナンスについての当社グループの考え方、それを支える組織体制、仕組み等について明らかにするため、「アンリツ株式会社 コーポレートガバナンス基本方針」を制定しており、当社ウェブサイト(http://www.anritsu.com/ja-JP)に掲載しております。

⑥ CSR推進活動

当社グループは、誠実な企業活動を通じてグローバルな社会の要請に対応し、社会的課題解決に貢献してこそ企業価値の向上が実現されると考えており、CSR活動にも積極的に取り組んでおります。製品・サービスを通じた安全・安心な社会づくりへの貢献をCSR活動の第一義に捉え、コンプライアンス、顧客満足(CS)、サプライ・チェーン・マネジメント、地球環境保護、ダイバーシティの尊重(女性や外国籍の従業員等の人財が活躍できる環境整備等)、人権・労働安全衛生など、様々な領域で企業に求められる役割を果たしてまいります。

以上の活動を通じて、2020年までに到達したい姿を描いた「2020 VISION」の中で掲げた「グローバルマーケットリーダーになる」・「事業創発で新事業を生み出す」という目標達成を目指すとともに、継続して企業価値の向上に取り組んでまいります。

(**5**) **主要な事業内容**(平成29年3月31日現在)

事	業	部	門	主要製品等
計			測	デジタル通信・I Pネットワーク用測定器、光通信用測定器、移動通信用測定器、RF・マイクロ波・ミリ波帯汎用測定器、サービス・アシュアランス
Р	Q)	Α	自動重量選別機、自動電子計量機、異物検出機、総合品質管理・制御システム
そ	0,)	他	情報通信、光デバイス、不動産賃貸等

(**6**) **主要な事業所**(平成29年3月31日現在)

① 当社

	<u> </u>		<u> </u>						
			所		在	Ē	地		
	本	社	神奈川県厚木市						
I	営業拠	点	神奈川県厚木市、	東京都新宿区、	宮城県仙台市、	愛知県名古屋市、	大阪府吹田市、	福岡県福岡市	
Ī	事業	所	福島県郡山市						

② 子会計

名	称	所	在	地
アンリツインフィビス株式会社 アンリツカスタマーサポート株式会社 アンリツエンジニアリング株式会社 アンリツ不動産株式会社	アンリツネットワークス株式会社 アンリツデバイス株式会社 アンリツ興産株式会社 株式会社アンリツプロアソシエ	神奈川	県 原	京木 市
ATテクマック株式会社		神奈川	県 =	区塚 市
Mテックサポート株式会社		東京	都 多	摩市
東北アンリツ株式会社		福島	県 郡	山市
Anritsu Company		米国・カ	カリファ	ナルニア
Anritsu EMEA Ltd.		英国・ベッ	ッドフォ-	-ドシャー
Anritsu Company Ltd.		香港・	カオ	ルーン
Anritsu A/S		デンマーク	フ・コペン	ンハーゲン

(**7**) **使用人の状況**(平成29年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

	14 - 124113									
使	用	人	数	前	期	末	比	増	減	
		3,78	8名					△58⋞	Ż	

② 当社の使用人の状況

使	用	人	数	前	期	末	比	増	減	平	均	年	蛤	平	均	勤	続	年	数
		מוה					+	121	~			42.6	歳				1.2	8.6£	Ŧ

(注) 使用人数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であります。

(8) 主要な借入先の状況 (平成29年3月31日現在)

	770-0 1 0 7 3 0 1 -	<u> </u>		
借入	先	借	入	額
株式会社三井伯 三井住友信託銀行 株式会社横	i 友 銀 行 株 式 会 社 浜 銀 行		2 1 1	2,350百万円 1,850百万円 1,450百万円

2. 会社の現況

(1) **株式の状況**(平成29年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 400,000,000株

② 発行済株式の総数 138.115.294株 (自己株式645,252株を含む。)

③ 株主数 21,927名

4 大株主

株	主	名	持	株 数	持	株	比	率
				干杉	Ę			%
日本トラスティ・	サービス信託銀行株式	会社(信託口)		8,134			5.9	92
日本マスタート	ラスト信託銀行株式会	会社 (信託口)		7,106			5.1	7
BBH FOR MA	tthews asia divi	DEND FUND		7,080			5.1	5
NOMURA BANK MULTI CURREN	((LUXEMBOURG) S.A. NCY JAPAN STOCK LE	S/A NOMURA EADERS FUND		4,282			3.1	2
THE CHASE	MANHATTAN BA	NK 385036		3,615			2.6	53
日本トラスティ・	サービス信託銀行株式会	社(信託□9)		2,831			2.0)6
TAIYO	HANEI FUN	D, L.P.		2,823			2.0)5
ввн го	R FSP-TECH	NOLOGY		2,745			2.0	00
日本トラスティ・	サービス信託銀行株式会	社(信託口5)		2,676			1.9	95
STATE STREET E	BANK AND TRUST COA	MPANY 505019	·	2,601			1.8	39

(注) 持株比率は自己株式(645,252株)を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

当社は、平成27年7月30日開催の取締役会において、当社取締役(社外取締役及び監査等委員であるものを除きます。以下同じ。)並びに当社の重要な使用人である執行役員及び理事に対する信託を用いたインセンティブ・プラン(平成27年6月25日開催の第89期定時株主総会の決議に基づき導入した当社取締役向けの業績連動型株式報酬制度を含みます。以下「本制度」といいます。)に係る細目事項を決定しました。かかる決定事項に従い、本制度の導入に際し新たに設定した役員向け株式交付信託において、取引市場を通じて当社普通株式を取得しましたが、当社の自己の所有に係るものではないことから、当該株式の数は上記自己株式の数に含めておりません。なお、当該信託に係る信託口が所有する株式161,300株については、連結計算書類及び計算書類上、自己株式として会計処理しております。また、当該信託による当社株式の取得は、取引市場を通じたものであり、本制度による当社株式の希薄化は生じておりません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している新株予約権の状況(平成29年3月31日現在)

イ. 新株予約権の数

734個

口、目的である株式の種類及び数 普通株式 104.000株

ハ. 当社役員の保有状況

	回次	行使価額	行	使	期	間	個	数	保有者数
	第10回	1,002円	平成27年	₣8月21日~	~平成29年8	月20日	3	30個	3名
取 締 役 (監査等委員で	第11回	1,002円	平成27年	F 8 月21日~	~平成29年8	月20日		4個	1名
あるものを除く)	第12回	1,295円	平成28年	₣8月22日~	~平成34年8	月21日	35	50個	4名
	第14回	956円	平成29年	F9月1日~	~平成35年8	月31日	35	50個	4名

- (注) 1. 当社は、社外取締役に対して新株予約権を割り当てておりません。
 - 2. 第10回及び第11回の新株予約権1個当たりの目的である株式数は1,000株、第12回及び第14回の新株予約権1個当たりの目的である株式数は100株であります。
 - ② **当期中に従業員等に対して交付した新株予約権の状況** 該当事項はありません。
 - ③ その他新株予約権等に関する重要な事項 該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

取締役の状況(平成29年3月31日現在)

地		位	氏		á	名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取	双締 役	社長	* 橋	本	裕	_	グループCEO
代 表	取	締 役	* 🖽	中	健	=	計測事業グループプレジデント
取	締	役	*谷	合	俊	澄	コーポレート総括、経営企画室長
取	締	役	*窪	\blacksquare	顕	文	CFO
取	締	役	青	木	昭	明	
取	締	役	市	Ш	佐矢	1子	弁護士 田辺総合法律事務所 パートナー 公益社団法人会社役員育成機構 理事
取	締	役	佐	野	高	志	公認会計士 佐野公認会計士事務所 所長 株式会社図研 社外取締役
取 (監査	締等季		関		孝	哉	コーポレート・プラクティス・パートナーズ株式会社 取締役
取 (監 査	締等多		井	上	雄	=	株式会社良品計画 社外監査役 インフォテリア株式会社 社外監査役
取(常勤盟	締 監査等	役 委員)	菊	Ш	知	之	

- (注) 1. 代表取締役 田中健二氏は、平成29年3月31日退任しました。
 - 2. 取締役 青木昭明氏、市川佐知子氏及び佐野高志氏並びに監査等委員である取締役 関 孝哉氏及び 井上雄二氏は、社外取締役であります。なお、当社は、5氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員 として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 3. 監査等委員である取締役 菊川知之氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由につきましては、社内の事情に精通し、容易に会社の情報を収集できる者が、経営戦略会議等の取締役会以外の重要な会議に出席したり、代表取締役、業務執行取締役、内部監査部門等との連携を密に図ることにより得られた情報をもとに監査・監督を行うことで、監査等委員会における監査・監督の実効性を高めるためであります。
 - 4. 監査等委員である取締役 井上雄二氏は、株式会社リコーにおいて経理本部長、常任監査役を歴任したほか、株式会社良品計画及びインフォテリア株式会社において社外監査役を務めるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 5. 当期中に退任した取締役は次のとおりであります。

氏	名	退	任	\Box	退任事由	退任時の地位、担当及び重要な兼職の状況
政	文 祐	平成28	3年6月]28⊟	任期満了	

6. 平成29年4月1日をもって担当等が次のとおり変更されました。

取	締	役	*谷	合	俊	澄	コーポレート総括、経営企画室長、アプライアンスビジネス部長
取	締	役	*窪	\blacksquare	顕	文	CFO, CIO

7. 当社は執行役員制度を導入しており、*印を付した取締役は執行役員を兼務しております。平成29年4月1日現在の執行役員は次のとおりであります。

	地			仾	፲	氏			名	地			位	氏	;		名
社					長	橋	本	裕	_	執	行	役	員	脇	永		徹
専	務	執	行	役	員	谷	合	俊	澄	執	行	役	員	高	橋	幸	宏
専	務	執	行	役	員	濱	\blacksquare	宏	_	執	行	役	員	髙	木	章	雄
常	務	執	行	役	員	清	家	高	志	執	行	役	員	新	美	眞	澄
常	務	執	行	役	員	窪	\blacksquare	顕	文	執	行	役	員	武	内	_	郎
常	務	執	行	役	員	ゲラル	レド・オ	ストハイ	イマー	執	行	役	員	藤	掛	博	幸
執	:	行	役	L Z	員	橋	本	康	伸	執	行	役	員	島		岳	史
執	:	行	役	L Z	員	ウェ	イド・	ヒュー	・ロン								

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役 青木昭明氏、市川佐知子氏及び佐野高志氏並びに監査等委員である取締役 関 孝哉氏、井上雄二氏及び菊川知之氏は、損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、10百万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

③ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役(監査等委員であるものを除きます。以下、イ.において同じ。)の報酬等については、取締役会の諮問機関である報酬委員会において、取締役報酬の制度、内容、水準及び分配バランス等について審議され、取締役会が報酬委員会の答申を受けて、株主総会決議により承認された範囲内でこれを決定しております。

基本方針:

- イ. 取締役に対する報酬等
 - 取締役の報酬等の基本方針は次のとおりであります。
 - ・経営目標の達成と企業価値の持続的な向上への意欲の創出に繋がる制度・内容とする。
 - ・グローバル企業の役員として望まれる優秀で多様な人財を確保することができる魅力 的な制度・内容とする。
 - ・報酬等の決定プロセス及び分配バランスの妥当性・客観性を確保する。

取締役の報酬等は、上に掲げる方針のもと、その水準については外部調査機関による 役員報酬調査データにも照らしつつ、各事業年度における業績の向上及び中長期的な企 業価値の増大に対するインセンティブとして有効に機能させることを主眼に、職責等に 応じた固定報酬及び業績連動報酬のバランスを勘案し、決定することとしております。 なお、業務執行取締役の報酬等の現在の体系は、固定報酬の40%相当額を業績連動報酬 とし、当該取締役が株主の皆様との利益意識を共有し、中長期的な視点での業績や株式 価値を意識した経営を動機づける制度設計を採り入れています。

業績連動報酬は、金銭によるもの(賞与、固定報酬の30%相当額)と信託を用いたインセンティブ・プランによる非金銭報酬(株式報酬、固定報酬の10%相当額)により構成されます。評価対象とすべき事業年度における剰余金の配当の水準、経営指標に関する数値目標に対する達成度、各取締役が予め設定した非財務的な観点を含む経営目標に対する達成度等に照らし、各取締役に対する評価を行うこととしています。

口、監査等委員である取締役に対する報酬等

監査等委員である取締役の報酬等は、当社の職務執行に対する監査の実効性を確保することを主眼に、業務執行者から独立して監査等委員の職責を全うするために、株主総会決議により承認された範囲内で固定報酬として監査等委員の協議に基づき決定することとしております。

4 取締役の報酬等の総額

区							分	人	数	報酬等の額
取	締	役	(監査	等委員	である	ものを	:除く)		8名	186百万円
取	締	役	(監	査	等	委	員)		3名	37百万円
合							計		11名	223百万円

- (注) 1. 上記報酬等の額のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額(賞与を含みます。)が19百万円あります。
 - 2. 平成27年6月25日開催の第89期定時株主総会の決議による役員報酬限度額(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額を含みません。)は、取締役(監査等委員であるものを除きます。)年額260百万円(うち社外取締役分は年額45百万円)、監査等委員である取締役年額60百万円であります。
 - 3. 上記報酬等の額には、平成29年6月28日開催予定の第91期定時株主総会において付議いたします取締役(監査等委員であるものを除きます。) 賞与が次のとおり含まれております。 取締役 4名 25百万円

なお、当社は、社外取締役に対して賞与を支払っておりません。

- 4. 上記報酬等の額には、取締役(監査等委員であるものを除きます。) 5名の株式報酬額12百万円が含まれております。なお、当社は、社外取締役に対して株式報酬を支給しておりません。
- 5. 上記報酬等の額のうち、社外取締役5名(うち監査等委員である取締役2名)の報酬の合計額は42百万円であります。
- 6. 上記人数には、平成28年6月28日開催の第90期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名が含まれております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 社外役員の兼職の状況 (他の法人等の業務執行者又は社外役員である場合)

氏	名	地 位	兼 職 先 及 び 兼 職 内 容
佐 野	高志	社外取締役	佐野公認会計士事務所 所長 株式会社図研 社外取締役
関	孝 哉	社外取締役(監査等委員)	コーポレート・プラクティス・パートナーズ株式会社 取締役
井上	雄二	社外取締役(監査等委員)	株式会社良品計画 社外監査役 インフォテリア株式会社 社外監査役

(注) 当社と佐野公認会計士事務所、株式会社図研、コーポレート・プラクティス・パートナーズ株式会社、株式会社良品計画及びインフォテリア株式会社との間に特別の関係はありません。

口. 社外役員の主な活動状況

	-		7	Till.	/-		4.	`\T	エレ	J.IX	`□
B	U	2	5	地	位	主	な	活	動	状	況
青	木	昭	明	社 外 取	又締 役	ル・ビジネス(役会の意思決 また、報酬委員	こついて高い! 定の妥当性・過	見識を有す 箇正性を確f 及び筆頭独立	る経営者と 保するため(立取締役と)	しての経験! の発言を行っ して独立委員	、主にグローバ に基づき、取締 っております。 員会の委員長を
市	Ш	佐知]子	社 外 取	又締役	しての法律に 当性・適正性を	関する専門的	な知識と経 りの発言を行	験に基づき _{亍っており}	、取締役会 <i>0</i> ます。また、	、主に弁護士と)意思決定の妥 指名委員会、報
佐	野	盲	志	社 外 耴	又締 役	ル・ビジネス(士としての財 の妥当性・適	こついて高い見 務及び会計に [正性を確保す	記識を有する 関する専門 るための発	る経営者とり 的見地に基 信を行って	しての経験並 でき、取締役 おります。	、主にグローバ がに公認会計 设会の意思決定 また、指名委員 こして活動しま
関		孝	哉	社 外 取 (監査等	双締役等委員)	ートガバナン の意思決定の た、監査等委員 出席し、監査 更に、独立委員	スの専門家と 妥当性・適正 員会の委員長と 話動及び結果に	しての豊富性を確保する として当期間 こついて専門 して活動した	な知識と高するための発用催の監査 開催の監査等の見地から ではか、取締	ぶ見識に基発言を行って 等委員会9回 ら発言を行って なの選任・執	陽酬に関する監
井	上	雄	=	社 外 取 (監査等	双締役等委員)	しての豊富な 意思決定の妥 当期開催の監 て専門的見地 動したほか、『	経験と財務及 当性・適正性 査等委員会9 から発言を行	び会計に関 を確保する 回のうち9 っておりま 報酬に関す	する幅広い ための発言 回に出席し です。更に、 る監査等委	・見識に基づ を行ってお 、監査活動及 独立委員会ℓ	、主に経営者と き、取締役会の ります。また、 ひび結果につい ひ委員として活 形成のため、指

(4) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	74百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	85百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の 監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査 人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 子会社アンリツインフィビス株式会社につきましても、有限責任 あずさ監査法人が会計監査人となっております。
 - 3. 当社の重要な海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を 受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、経理部等の社内関係部門及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の過年度の職務執行状況及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の監査計画及び報酬見積りの算出根拠の適正性及び妥当性について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断しましたので、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める場合のいずれかに該当すると認められるときは、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会が当該議案を株主総会に付議いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は次のとおりであります。

- ① 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当社は、経営理念で掲げる「誠と和と意欲」を基本に、経営方針で「良き企業市民としての社会貢献」を表明するとともに、「品格ある企業」に成長することを目指して、アンリツグループ企業行動憲章、アンリツグループ行動規範を制定し、法令と企業倫理の遵守を当社及びその子会社から成る企業集団(以下「アンリツグループ」という。)の企業活動の原点としています。
 - □. 当社の取締役及び執行役員は、この基本方針の実践が自らの役割であることを認識し、 率先垂範のうえ、アンリツグループの実効ある体制の整備を行い、企業倫理の徹底を図ります。
 - ハ. 当社の社長を議長とする経営戦略会議のもと、当社の企業倫理推進委員会は、倫理法令遵守基本規程に基づき、コンプライアンスに関わる各委員会(情報管理・公正取引推進・輸出入管理・環境管理等の委員会)及び子会社関連部門と連携しながら、アンリツグループのコンプライアンス体制の整備、充実に努めます。また、企業倫理推進委員会は、コンプライアンス上の問題点を当社の取締役会に定期的に報告し、取締役会は問題点の改善に努めます。
 - 二. 企業倫理推進委員会は、コンプライアンスに関わる各委員会及び子会社関連部門と連携して、アンリツグループの従業員に対して教育研修を実施し、その効果をモニタリングします。当社の内部監査部門は、内部監査規程に基づき、コンプライアンスに関わる各委員会及び企業倫理の推進を担う法務部門の活動を監査します。
 - ホ. アンリツグループの従業員等は、アンリツグループ行動規範に違反するおそれがある 行為が行われていることを知った場合は、上司経由又は自らが社内窓口もしくは社外窓 口に報告・通報する手段を有します。この場合において、報告・通報の事実は秘密とし て扱われ、報告・通報者が、当該報告・通報を理由として何らの不利益を蒙ることはあ りません。当社は、これらの取扱いを規程として明確化し、社内に周知徹底するものと します。
 - へ. 当社は、アンリツグループの適正な財務報告とその信頼性を確保するために、内部統制システム基本規程に基づき、アンリツグループの内部統制の確実な運用と継続的改善を行います。
 - ト. アンリツグループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては断固たる態度・行動をとり、一切の関係を遮断し、それらの活動を助成する行為を排除します。また、不当要求等に対しては、顧問弁護士、警察等の外部専門機関と密に連携して対応することとします。

チ. アンリツグループに属する会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範 に照らして適切なものとします。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 当社は、業務上取り扱う情報について、情報管理基本規程に基づき、厳格かつ適切に 管理する体制を整備し運用します。
- ロ. 取締役及び執行役員の意思決定と業務の執行に係る文書(例えば、株主総会議事録と 関連資料、取締役会議事録と関連資料、経営戦略会議議事録と関連資料等)については、 法令及び営業秘密管理規程に基づき、保管責任者、保管期間、保管方法を明確にして、 適切に管理し、取締役が当該文書を速やかに閲覧できる体制を整備します。
- ハ. 営業秘密、個人情報については、法令及び営業秘密管理規程、個人情報保護規程に基づき、厳格かつ適切に管理します。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社は、アンリツグループの主要リスクを①経営の意思決定と業務の執行に係るリスク、②法令違反リスク、③環境保全リスク、④製品・サービスの品質リスク、⑤輸出入管理リスク、⑥情報セキュリティリスク、⑦災害リスクであると認識し、リスクごとにリスク管理責任者を明確にしてリスクマネジメント体制を整備します。当社のリスクマネジメント推進部門は、規則・ガイドラインの制定、教育研修の実施などを行い、リスク管理レベルの向上と事業の継続発展を確保するための体制を整備します。
- ロ. アンリツグループの中期経営計画策定の過程においては、経営環境の変化を踏まえてアンリツグループのリスクを洗い出し、経営目標を達成するためにリスク対応策を策定します。また、当社の社長を議長とする当社の常勤取締役及び執行役員で構成される月例の経営戦略会議において、必要に応じてリスク分析とリスク対応策の進捗状況を審議するとともに、当社の取締役会に報告します。
- ハ. これらのリスクマネジメントに関する活動をアンリツグループとして体系化し統一的 に運用するため、リスクマネジメント基本規程を制定し、企業価値を一層向上させ、企 業活動の持続的発展に結びつけていきます。
- 二. アンリツグループの経営に重大な影響を及ぼすおそれがある事象が発生した場合には、 リスクマネジメント基本規程に基づき、当社の社長が関係者を招集し、状況の把握と対 策を講ずるとともに、速やかに取締役会に報告します。
- ホ. 重大な事故、災害が発生した場合には、リスクマネジメント基本規程及び災害・緊急 対策基本規程に基づき、当社の社長を本部長とする危機対策本部を設置し、被害の最小 化と事業の早期回復に努めます。

④ 当社の取締役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 当社は、経営環境の変化に柔軟かつスピーディに対応し、グローバル企業としての競争力を高め、継続的に企業価値を向上させていくため、執行役員制度のもと、当社の取締役及び執行役員の、子会社を含めた職務分担を明確にし、当該業務の執行については、業務分掌規程において各部門の業務分掌を明確にするとともに、その責任者を定め、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保します。
- ロ. 当社の取締役会は、毎月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行うものとします。
- ハ. 当社の取締役会は、経営戦略会議が策定したアンリツグループの中期経営計画とそれ に連動した単年度の経営予算の審議、承認及び執行状況の監督をします。
- 二. 当社の社長は、アンリツグループの中期経営計画と経営予算に基づき、自らのミッションと年度目標を設定し、経営目標を達成するためリーダーシップを発揮します。当社の執行役員は、それを受けて自らの職務の権限と分担に基づいたミッションと年度目標を設定し、その実現に取り組みます。
- ホ. アンリツグループは、グローバル・ビジネスを円滑に展開するにあたって、事業グループごとにグローバル・ビジネス・ガイドラインを制定するとともに、シェアード・サービスによるグループ各社の共通業務の効率化やITシステムの統合、キャッシュ・マネジメント・システムの導入等に取り組みます。

⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- イ. 当社は、グループ経営を円滑に行うために、子会社の社長その他当社の社長が指名する者を、当社の経営戦略会議、事業開発戦略会議及び予算編成会議等に出席させ、当該子会社の営業成績、財務状況その他の重要な事項について報告を受けることとします。
- 口. 当社の取締役及び執行役員は、分担する子会社の営業成績、財務状況その他の重要な 事項について、子会社から、定期的に又は緊急時に報告を受けることとします。

⑥ その他の当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 当社の取締役及び執行役員は、それぞれの職務分担に従い、子会社に対し、適切な内部統制システムを整備するように指導します。
- □. 当社の内部監査部門は、子会社の内部監査部門等と連携して、業務の適正性について 子会社の監査を行います。

⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

- イ. 当社は、監査等委員会の職務を補佐するため、経営監査部門を設置し、専任者を配置 します。
- □. 監査等委員会は、内部監査部門にその職務の補助を要請できることとし、その旨を内部監査部門に関する業務分掌規程により明確化します。

- ハ. 監査等委員会は、必要に応じて本社管理部門の専門知識を有する従業員からの協力及 び事務の取扱いに関する支援を受けることができるものとします。
- ⑧ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。) からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - イ. 経営監査部門に配属された使用人は、監査等委員会の業務を補佐する事項に関しては、 監査等委員会の指揮・命令に従います。また、当該使用人の人事異動は、監査等委員会 の事前の同意を得なければならないものとします。
 - ロ. 取締役、執行役員及び上長等は、監査等委員会よりその職務の補助及び協力を要請された内部監査部門及び本社管理部門の従業員に対し、その要請事項に従うことを直接本人へ指示するものとします。
 - ハ. 監査等委員会よりその職務の補助及び協力を要請された内部監査部門及び本社管理部門の従業員は、その要請事項に関しては、監査等委員会の指揮・命令に従い、取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員及び上長等の指揮・命令を受けないものとします。
 - 二. 内部監査部門の部門長の人事異動は、監査等委員会の事前の同意を得なければならないものとします。
- ⑨ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
 - イ. 監査等委員会が選定する監査等委員は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況 を把握するため、経営戦略会議、アンリツグループの中期経営計画等の審議会など重要 会議への出席をはじめとして監査等委員会が選定する監査等委員が必要と判断した会議 に出席できるものとします。
 - ロ. 監査等委員会が選定する監査等委員は、稟議書等の業務執行に係る重要な文書を閲覧できるとともに、監査等委員会が選定する監査等委員が必要と判断した場合、取締役、執行役員及び従業員に該当書類の提示や説明を求めることができるものとします。
 - ハ. 当社の取締役、執行役員及び従業員並びに子会社の取締役、監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項 又は法令もしくは定款に違反する行為を認知した場合は、当該事項等のほか、内部監査 の実施状況、内部統制システムの整備運用状況、重要な会計方針、会計基準及びその変 更、その他必要な重要事項を、速やかに監査等委員会に報告するものとします。また、 監査等委員会への報告体制及び情報伝達ルートについて規程として明確化し、社内に周 知徹底するものとします。
 - 二. 当社の法務部門は、監査等委員会に対し、コンプライアンス活動の計画及び結果(所管する通報・相談窓口への通報、相談内容を含む。)について、定期的に、また、必要に応じて報告します。

⑩ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- イ. 当社は、監査等委員会への報告の内容及び報告の事実は秘密として扱われ、報告者が、 当該報告を理由として何らの不利益も蒙ることがないことを規程として明確化し、社内 に周知徹底するものとします。
- ロ. 当社のコンプライアンス担当執行役員は、報告者が報告したことを理由として、報告者の労働環境が悪化することのないよう、監視、監督する義務を負い、報告者に対する不利益な取扱いを確認した場合、直ちにこれを是正します。
- ① 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務 の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - イ. 当社は、監査等委員がその職務の執行について、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。
 - 口. 監査等委員は、監査の実施にあたり必要でないと認められるときを除き、弁護士、公認会計士その他の外部専門家を会社の費用で活用できるものとします。
 - ハ. 当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、必要額を見積り、予算に計上します。
- ② その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ. 当社の代表取締役は、監査等委員と定期的に又は随時、会合をもち、会社が対処すべき課題や監査上の重要課題等について意見交換を行い、相互の意思疎通を図るものとします。
 - □. 当社の内部監査部門は、監査等委員会に対し、内部監査の計画及び結果の報告を定期的及び必要に応じて行い、相互の連携を図ります。また、監査等委員会は、必要に応じて内部監査部門及び内部監査に関連する管理部門に調査を求めることができるものとします。
 - ハ. 監査等委員会が連結経営に対応したグループ全体の監査を実効的かつ適正に行うことができるようにするため、監査等委員会への情報提供体制及び内部監査部門との連携体制を整備します。
 - 二. 当社の取締役及び執行役員は、監査等委員会の監査がより効果的に行われるために、 内部監査体制の充実や協力体制の徹底を図ります。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取組みの状況

- イ. 当社の企業倫理推進委員会が全体的なコンプライアンス推進の中核となって施策を計画立案・実施しています。当期における具体的な施策として、従業員等に対する「アンリツグループ行動規範 確認書」の提出義務付け、階層別教育やコンプライアンス推進イベント等を通じた教育・啓発活動、コンプライアンス体制の定着状況や従業員等の倫理意識レベルを確認するための「倫理アンケート」の実施と部門へのフィードバック等を行いました。更に、Web教育システムの充実化を図り、人権に関するWBT (Web Based Training)を全世界のグループ従業員等に対して実施したほか、国内従業員等向けに、下請法(下請代金支払遅延等防止法)、製造物責任等のWBTを実施しました。
- ロ. コンプライアンスに関わる専門部署、委員会が、公正取引、貿易管理等の担当専門分野に関して定期的に監査を実施し、各業務が適切に遂行されている状況を確認しました。
- ハ. 法令違反等の未然防止のため、内部通報規程に基づき、「ヘルプライン」として社内 外の報告・通報・相談窓口を設置し、運用しております。
- 二. ヘルプラインの運用状況を含めたコンプライアンスに関する取組みの状況は、定期的に取締役会に報告されています。

② 情報の保存及び管理に関する取組みの状況

- イ.情報資産の適切な取扱い、保護を図るため、情報管理基本方針のもと情報管理基本規程等の社内規程、情報セキュリティマニュアルを整備し、運用しており、当期において全世界のグループ従業員等に対して情報セキュリティに関するWBTを実施しました。
- 口. 株主総会関連資料、取締役会関連資料、経営戦略会議関連資料等は、法令及び社内規程(営業秘密管理規程)に従い、適切に管理されています。

③ 内部監査に関する取組みの状況

- イ. 内部統制システム基本規程に基づき、専門部署であるグローバルオーディット部が監査等委員会及び監査等委員会を支援する経営監査室と連携しながら、当社の内部統制の 状況について確認したほか、子会社の内部監査部門と連携して業務の適正性について子 会社の監査を実施しました。また、それらの結果を定期的に取締役会に報告しています。
- ロ. アンリツグループの適正な財務報告とその信頼性を確保するため、グローバルオーディット部が実施計画に基づき内部統制評価を実施し、統制状況の有効性を確認しました。

④ リスクマネジメントに関する取組みの状況

- イ. 当社では、リスクごとにリスク管理責任者を明確にし、リスクの分析評価を行い、必要に応じ、経営戦略会議において審議し、取締役会に報告しております。予算作成時には、 リスク・阻害要因の抽出・分析を行い、経営戦略会議及び取締役会において議論しました。
- ロ. 会社の経営に重大な影響を及ぼす恐れがある事象が発生した場合は、リスクマネジメント基本規程に基づき社長が関係者を招集し、状況の把握と対策を講じるとともに、速やかに取締役会及び監査等委員会に報告することとしています。

ハ. 災害リスクについては、日常的な危機管理活動のほか、災害発生時に迅速・適切な対応を図ることができるよう、リカバリー・プランを含む災害対応体制を構築しており、 定期的に研修、訓練を行っています。

⑤ 職務執行の効率性の確保に関する取組みの状況

- イ. 当期において、取締役会は12回開催され、法令及び取締役会規則に基づいて所要の事項の決議・報告並びに中期経営計画及び経営予算の進捗状況の確認等を行ったほか、取締役の業務執行について監督しました。また、定期的に社外取締役を含む取締役及び執行役員を交えてフリーディスカッションを行い、当社グループの経営課題について議論を深めました。更に、社外取締役が監査等委員会の監査に同行し、業務執行の状況を確認しました。
- ロ.経営戦略会議において、グループ戦略に係る具体的事項について審議されるほか、子会社を担当する執行役員から子会社の営業成績、財務状況その他重要事項が適宜報告されています。
- ハ. 取締役全員に対するアンケート形式による取締役会の実効性評価を行い、その結果を 取締役会において議論しました。その結果、当社取締役会は、適切な社内外の経営人財と 人数で構成され、建設的な議論及び意思決定並びに取締役の業務執行の監督を行うため の体制が整備されていること、各取締役は、役割を十分に認識し、多様な経験や専門知識 等に基づき活発に議論していることを確認しました。一方、実効性を更に高めていくた めの課題として、取締役会の議論・審議の充実のための一層の工夫、中長期課題を議論 するための報告と審議のあり方等が提言されました。
- 二. 取締役会における審議の充実を図るため、取締役会付議事項を見直し、付議事項の絞り 込みを行ったほか、Webシステムを活用した取締役会資料の機動的提供を図りました。

⑥ 監査等委員会の監査の実効性の確保に関する取組みの状況

- イ. 監査等委員は、取締役として取締役会の決議に加わるとともに、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、常勤監査等委員が経営戦略会議、事業部門の戦略会議等に出席したほか、稟議書等の業務執行に係る重要な文書を閲覧しました。
- □. 当期において、監査等委員会は9回開催され、監査方針及び監査計画の決定、監査基準等の改定、取締役の業務執行の監査、法令・定款等の遵守状況の監査、決算のレビュー等を行いました。
- ハ. 監査等委員会の職務を補佐する部署として経営監査室を設置しており、専任者である 経営監査室長は常勤監査等委員とともに、社内で日常の監査活動にあたりました。
- 二. 監査等委員会による実効的な監査の遂行を担保するため、監査等委員会への報告及び 情報伝達に関する規程を定め、監査等委員会への報告体制及び情報伝達ルートを明確に しています。
- ホ. 監査等委員と代表取締役との定期的な会合、意見交換を実施したほか、会計監査人と の意見交換を随時実施しました。
- へ. 取締役の選任や報酬についての監査等委員会の意見形成のため、監査等委員(社外取締役)が指名委員会及び報酬委員会に参加し、情報収集に努めました。

(7) 株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、公開企業として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否か、ひいては会社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様の意思に基づき決定すべきものと考えます。一方で、当社は、企業価値の源泉となり株主共同の利益を構築している経営資源の蓄積を最大限に生かし、当社グループのブランド価値を高めていくためには、中長期的観点からの安定的な経営及び蓄積された経営資源に関する十分な理解が不可欠であると考えています。従って、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者に、これらに関する十分な理解なくしては、当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されるおそれがあると考えています。

そのため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切な者による大規模買付行為に対しては、株主の皆様のご判断に資するよう、大規模買付者への情報提供要求など積極的な情報収集と適切な情報開示に努めるとともに、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を図るため、必要に応じ、法令及び定款によって許容される限度において、適切な措置を講ずるものとします。

② 基本方針の実現のための取組みの概要

当社は、株主の皆様の負託に応えるためには、利益ある持続的な成長により企業価値を向上させることが最重要課題と認識しており、より長期的な視点で企業価値の向上に取り組むために、10年スパンの時間軸で取り組む「2020 VISION」及びそのマイルストーンとなる中期経営計画を策定し、その実現に向けてグループを挙げて取り組んでおります。また、当社は、コーポレートガバナンスの強化のため、執行役員制度の導入や複数の独立性のある社外取締役の選任による経営監督機能の強化、独立社外取締役が委員長を務める指名委員会・報酬委員会・独立委員会の設置による経営の透明性の確保に努めております。更に、当社は、これらの取組みを進化させることを目的として「監査等委員会設置会社」に移行するなど、コーポレートガバナンスの一層の強化に努めております。

このような企業価値向上を核とした経営を進めることは、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なう大規模買付者が現れる危険性を低減する方向に導くものとして、前記①の基本方針に沿うものと考えます。また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(8) 資本政策の基本的な方針及び剰余金の配当等の決定に関する方針

① 資本政策の基本的な方針

当社は、投下資本の効率性の指標として「ROE (Return On Equity)」を、また投下資本が生み出した付加価値を評価する当社独自の指標「ACE」 (注) を設定し、企業価値の最大化に取り組みます。

財務の安定性については、大きく変動する市場環境及び金融情勢に備えるために、親会 社所有者帰属持分比率(自己資本比率)の維持向上に取り組みます。

株主の皆様に対する利益還元については、次の「剰余金の配当等の決定に関する方針」に基づいて行うこととします。

(注) ACE (Anritsu Capital-cost Evaluation) :税引後営業利益-資本コスト

② 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元について、連結業績に応じるとともに、総還元性向を勘案した利益処分を行うことを基本方針としております。

剰余金の配当については、連結当期利益の上昇に応じて、親会社所有者帰属持分配当率 (DOE: Dividend On Equity) を上げることを基本にしつつ、連結配当性向30%以上を 目標としており、株主総会決議もしくは取締役会決議により、期末配当及び中間配当の年 2 回の配当を行う方針です。

自己株式の取得は、企業環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために、財務状況、株価の動向等を勘案しながら、必要に応じ適切に実施していく方針です。

内部留保資金は、急速に進展する技術革新や市場構造の変化に対応するための研究開発 や設備投資、サポート・サービスの拡充を図るための投資、更なる事業拡大を目指すため の投資などに活用していく方針です。

⁽注) 本事業報告における金額及び株式数は、基本的1株当たり当期利益、1株当たり当期純利益、1株当たり親会社所有者帰属持分及び1株当たり純資産を除き表示単位未満をそれぞれ切り捨てて表示しております。また、比率(%)は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結財政状態計算書

(平成29年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
<u>資</u> 産		負 債	
	00.404	流 動 負 債	28,394
一流 動 資 産 	82,421	営業債務及びその他の債務	7,060
現金及び現金同等物	39,682	社債及び借入金	7,565
	03,002	その他の金融負債	73
営業債権及びその他の債権	21,561	未払法人所得税	1,608
7 0 11 0 0 1	4.450	従業員給付	5,427
その他の金融資産	1,152	引 当 金	273
 棚 卸 資 産	16,606	その他の流動負債	6,385
	10,000	非流動負債	20,174
未収法人所得税	459	営業債務及びその他の債務	465
		社債及び借入金	14,460
その他の流動資産	2,960	その他の金融負債	142
 非 流 動 資 産	42,632	従 業 員 給 付 引 当 金	3,188 106
,	72,032		256
有 形 固 定 資 産	26,441		1,554
		食 债 合 計	48,568
のれん及び無形資産	3,721	資本	40,500
 投 資 不 動 産	1,664	親会社の所有者に帰属する持分合計	76,398
	1,001	資 本 金	19,052
営業債権及びその他の債権	330	資本剰余金	28,169
		利益剰余金	24,394
その他の金融資産	2,481	自己株式	△1 , 012
 繰 延 税 金 資 産	7,979	その他の資本の構成要素	5,794
	7,575	非 支 配 持 分	87
その他の非流動資産	14	資 本 合 計	76,485
資 産 合 計	125,054	負 債 ・ 資 本 合 計	125,054

連結純損益及びその他の包括利益計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

科		金	額
売 上 収	益		87,638
売 上 原	価		45,168
売 上 総	利 益		42,469
その他の収益・費	用		
販売費及び一般	管 理 費	27,198	
研 究 開	発費	10,906	
そ の 他 の	収益	205	
その他の	費用	336	38,235
営 業 和	益 益		4,234
金 融 収	益		193
金 融 費	用		798
	阴 利 益		3,628
法人所得税费	用		893
当 期 和	益 益		2,734
その他の包括利	益		
純損益に振り替えられるこ			
その他の包括利益を通じて公正価値で		63	
	の再測定	1,129	
計		1,192	
純損益に振り替えられる可能			
在外営業活動体の	換算差額	△653	
計		△653	539
当期包括	利 益		3,274
当期利益の帰	属		
親 会 社 の 所		2,698	
非支配	·	36	2,734
当期包括利益の帰			2,7 3 1
親会社の所		3,237	
非 支 配	持 分	36	3,274

連結持分変動計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他のの構成要素	親所帰持 会有属分 のにる計	非支配持分	資本合計
平成28年4月1日残高	19,052	28,220	23,193	△1,040	6,385	75,811	51	75,862
当 期 利 益	_	_	2,698	_	_	2,698	36	2,734
その他の包括利益	_	_	1,129	_	△590	539	_	539
当期包括利益	_	_	3,827	_	△590	3,237	36	3,274
株式報酬取引	_	△51	49	28	_	26	_	26
剰 余 金 の 配 当	_	_	△2,677	_	_	△2,677	_	△2,677
自己株式の取得	_	_	_	△0	_	△0	_	△0
非支配株主への配当	_	_	_	_	_	_	△0	△0
その他の資本の構成要素から 利 益 剰 余 金 へ の 振 替 額	_	_	1	_	△1	_	_	_
所有者との取引額等合計	_	△51	△2,626	28	△1	△2,650	△0	△2,651
平成29年3月31日残高	19,052	28,169	24,394	△1,012	5,794	76,398	87	76,485

(単位:百万円)

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

1729年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負 債 の 部	
流動資産	43,013	流動負債	31,526
現 金 及 び 預 金	19,585	買 掛 金	4,768
受取手形	405	短 期 借 入 金 1年内償還予定の社債	1,190 6,000
- 売 掛 金	10,961		3
	2,201	未 払 金	1,837
	31	未払費用	1,058
		未 払 法 人 税 等	131
原材料	2,844	前 受 金	908
前 払 費 用	86	預り り 金	15,453
繰 延 税 金 資 産	1,013	製品保証引当金役員賞与引当金	40 25
その他	5,971	仅 負 員 チ ガ ヨ 並 棚卸資産買取保証契約引当金	84
貸 倒 引 当 金	△88	その他	24
固 定 資 産	78,745	固定負債	14,800
有 形 固 定 資 産	18,753	社 債	8,000
建物	14,144	長期借入金	6,500
構築物	257	リーー ス 債 務 役員退職慰労引当金	2 5
機械及び装置	112		291
車輌運搬具	0	負債合計	46,326
工具、器具及び備品	2,228	純 資 産 の 部	
	2,010	株主資本	74,713
	1,628	資 本 金	19,052
		資本剰余金 資本準備金	28,002 28,002
ソフトウェア	1,628		28,671
そ の 他	0		2,468
投資その他の資産	58,363	その他利益剰余金	26,203
投資有価証券	1,130	別途積立金	21,719
関係会社株式	46,280	操越利益剰余金	4,484
長期貸付金	5,651	自己株式	△1,012
前払年金費用	2,699	評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金	572 572
操 延 税 金 資 産	2,522	ての他有価証券評価差額並 新株子約権	145
その他	79	純 資 産 合 計	75,431
資 産 合 計	121,758	負債・純資産合計	121,758

損益計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

科			金	額
売 上	高			40,333
売 上	原 価			24,433
売 上	総利	益		15,900
販売費及び一	般 管 理 費			14,593
営業	利	益		1,306
営 業 外	収 益			
受 取 利 息 及	び 受 取 配 当	金	442	
そ	σ	他	162	604
営 業 外	費用			
支払	利	息	127	
そ	σ	他	730	857
経常	利	益		1,053
特 別	利 益			
新 株 予 糸	的 権 戻 入	益	58	58
税引前	当 期 純 利	益		1,111
法人税、住	民 税 及 び 事 業	税	△153	
法 人 税	等 調 整	額	299	145
当期	純 利	益		965

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

						株		主		資		本		
				資本剰余金		利	益 乗	余	金		株主資本合計			
			資本金	√m ⊥	~ 스테스스	∓ 11) (その他利益剰余金		刊光到合合	自己株式				
							資 本準 備 金	資本剰余金 計	利 益準備金	別金金	繰越利益 剰 余 金	利益剰余金合計		
当	i	期	首	残	高	19,052	28,002	28,002	2,468	21,719	6,199	30,386	△1,040	76,400
当	i	期	変	動	額									
	株	式	報	州取	5 1	_	-	_	_	_	_	_	28	28
	剰	余	金(の配	当	_	_	_	_	_	△2,680	△2,680	_	△2,680
	当	期	純	利	益	_	_	_	_	_	965	965	_	965
	自	己札	朱 式	の取	得	_	-	_	_	_	_	_	△0	△0
		主資準期変		の項 E [(純 :	∃の 額)	_	_	_	_	_	_	_	_	_
		合		計		_	_	_	_	_	△1,715	△1,715	28	△1,686
当	i	期	末	残	高	19,052	28,002	28,002	2,468	21,719	4,484	28,671	△1,012	74,713

							評価・換	算差額等		
							その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差 額 等 合	新 株 予 約 権	純 資 産 計
当	1	朝	首	5	浅	高	557	557	203	77,161
当	ļ	朝	変	ij	勆	額				
	株	式	報	酬	取	31	_	_	_	28
	剰	余	金	の	配	当	_	_	_	△2,680
	当	期	紅	ŧ	利	益	_	_	_	965
	自	己右	株式	t o	取	得	_	_	_	△0
	株主	E 資 : 朝 変		外 の 額(∃の 額)	15	15	△58	△42
		合			計		15	15	△58	△1,729
当	ļ	朝	末	5	浅	高	572	572	145	75,431

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月15日

アンリツ株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 文 倉 辰 永 印業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 永 田 篤 印業 務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アンリツ株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結純損益及びその他の包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、アンリツ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月15日

アンリツ株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 文 倉 辰 永 印業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 永 田 篤 印業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アンリツ株式会社の平成28年4月1日から 平成29年3月31日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変 動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第91期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、監査計画及び職務の分担等に従い、監査等委員会を補佐する会社の経営監査部門、内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、その取締役及び監査役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を法令及び企業会計審議会等により公表された諸基準に従って整備している旨の通知及び監査品質の改善に係る取組についての報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結財政状態計算書、連結純損益及びその他の包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月16日

アンリツ株式会社 監査等委員会

監査等委員 関 孝 哉 印

監査等委員 井 上 雄 二 印

常勤監査等委員 菊 川 知 之 印

(注) 監査等委員 関 孝哉及び井上雄二は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

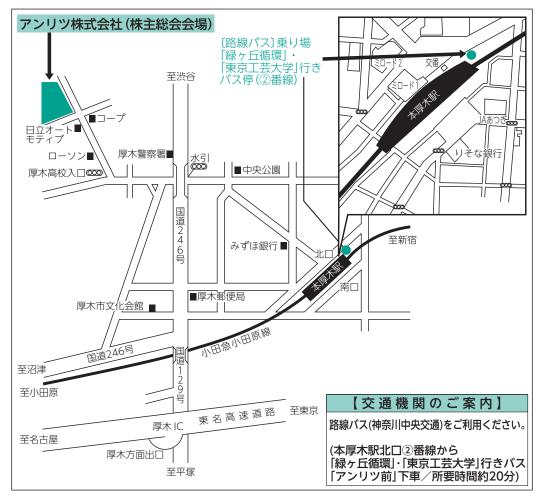
以上

株主総会会場ご案内図

会場 神奈川県厚木市恩名五丁目1番1号

当社 グローバル本社棟 プラザ・アンリツ

TEL (046) 223-1111



【ご注意】

専用の駐車場がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。 おそれいりますが、ご来場の際は、路線バス等をご利用ください。

